

## ○電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正	現行
<p><b>【鉄筋コンクリート柱の構成等】</b>（省令第32条第1項）</p> <p><b>第56条</b> 電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱は、次の各号のいずれかに適合するものであること。</p> <p>一 次に適合する材料で構成されたものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 形鋼、平鋼及び棒鋼は、次のいずれかであること。</p> <p>（イ） <u>日本工業規格 JIS G 3101（2010）「一般構造用圧延鋼材」</u>に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400又はSS490</p> <p>（ロ）（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 第三号に規定する性能を満足する複合鉄筋コンクリート柱の規格は、次のとおりとする。</p> <p>イ 鋼管は、次のいずれかであること。</p> <p>（イ） <u>日本工業規格 JIS G 3101（2010）「一般構造用圧延鋼材」</u>に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400、SS490又はSS540を管状に溶接したもの</p> <p>（ロ）（略）</p> <p>（ハ） <u>日本工業規格 JIS G 3444（2010）「一般構造用炭素鋼鋼管」</u>に規定する一般構造用炭素鋼鋼管のうちSTK400、STK500又はSTK490</p> <p>（ニ） <u>日本工業規格 JIS G 3445（2010）「機械構造用炭素鋼鋼管」</u>に規定する機械構造用炭素鋼鋼管のうち13種、14種、15種、16種又は17種</p> <p>（ホ）（略）</p> <p>ロ～ニ（略）</p>	<p><b>【鉄筋コンクリート柱の構成等】</b>（省令第32条第1項）</p> <p><b>第56条</b> 電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱は、次の各号のいずれかに適合するものであること。</p> <p>一 次に適合する材料で構成されたものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 形鋼、平鋼及び棒鋼は、次のいずれかであること。</p> <p>（イ） <u>日本工業規格 JIS G 3101（2004）「一般構造用圧延鋼材」</u>に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400又はSS490</p> <p>（ロ）（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 第三号に規定する性能を満足する複合鉄筋コンクリート柱の規格は、次のとおりとする。</p> <p>イ 鋼管は、次のいずれかであること。</p> <p>（イ） <u>日本工業規格 JIS G 3101（2004）「一般構造用圧延鋼材」</u>に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400、SS490又はSS540を管状に溶接したもの</p> <p>（ロ）（略）</p> <p>（ハ） <u>日本工業規格 JIS G 3444（2006）「一般構造用炭素鋼鋼管」</u>に規定する一般構造用炭素鋼鋼管のうちSTK400、STK500又はSTK490</p> <p>（ニ） <u>日本工業規格 JIS G 3445（2006）「機械構造用炭素鋼鋼管」</u>に規定する機械構造用炭素鋼鋼管のうち13種、14種、15種、16種又は17種</p> <p>（ホ）（略）</p> <p>ロ～ニ（略）</p>
<p><b>【鉄柱及び鉄塔の構成等】</b>（省令第32条第1項）</p> <p><b>第57条</b> 架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔は、次の各号に適合するもの又は第2項の規定に適合する鋼管柱であること。</p>	<p><b>【鉄柱及び鉄塔の構成等】</b>（省令第32条第1項）</p> <p><b>第57条</b> 架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔は、次の各号に適合するもの又は第2項の規定に適合する鋼管柱であること。</p>

一 (略)

二 鉄柱（鋼板組立柱を除く。以下この条において同じ。）又は鉄塔を構成する鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼は、次によること。

イ 鋼材は、次のいずれかであること。

(イ) 日本工業規格 JIS G 3101 (2010) 「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400、SS490又はSS540

(ロ)～(へ) (略)

ロ・ハ (略)

三 (略)

四 鉄柱又は鉄塔を構成する鋼管（コンクリート又はモルタルを充てんしたものを含む。）は、次によること。

イ 鋼材は、次のいずれかであること。

(イ) (略)

(ロ) 日本工業規格 JIS G 3444 (2010) 「一般構造用炭素鋼鋼管」に規定する一般構造用炭素鋼鋼管のうちSTK400、STK490又はSTK540

(ハ) 日本工業規格 JIS G 3474 (2008) 「鉄塔用高張力鋼管」(JIS G 3474(2011)にて追補)に規定する鉄塔用高張力鋼管

ロ～ホ (略)

五 (略)

2 第1項各号の規定によらない鋼管柱は、次の各号に適合するものであること。

一 鋼管は、次のいずれかであること。

イ 日本工業規格 JIS G 3101 (2010) 「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400、SS490又はSS540を管状に溶接したもの

ロ (略)

ハ 日本工業規格 JIS G 3444 (2010) 「一般構造用炭素鋼鋼管」に規定する一般構造用炭素鋼管のうちSTK400、STK500又はSTK490

ニ 日本工業規格 JIS G 3445 (2010) 「機械構造用炭素鋼鋼管」に規定する機

一 (略)

二 鉄柱（鋼板組立柱を除く。以下この条において同じ。）又は鉄塔を構成する鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼は、次によること。

イ 鋼材は、次のいずれかであること。

(イ) 日本工業規格 JIS G 3101 (2004) 「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400、SS490又はSS540

(ロ)～(へ) (略)

ロ・ハ (略)

三 (略)

四 鉄柱又は鉄塔を構成する鋼管（コンクリート又はモルタルを充てんしたものを含む。）は、次によること。

イ 鋼材は、次のいずれかであること。

(イ) (略)

(ロ) 日本工業規格 JIS G 3444 (2006) 「一般構造用炭素鋼鋼管」に規定する一般構造用炭素鋼鋼管のうちSTK400、STK490又はSTK540

(ハ) 日本工業規格 JIS G 3474 (2008) 「鉄塔用高張力鋼管」に規定する鉄塔用高張力鋼管

ロ～ホ (略)

五 (略)

2 第1項各号の規定によらない鋼管柱は、次の各号に適合するものであること。

一 鋼管は、次のいずれかであること。

イ 日本工業規格 JIS G 3101 (2004) 「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400、SS490又はSS540を管状に溶接したもの

ロ (略)

ハ 日本工業規格 JIS G 3444 (2006) 「一般構造用炭素鋼鋼管」に規定する一般構造用炭素鋼管のうちSTK400、STK500又はSTK490

ニ 日本工業規格 JIS G 3445 (2006) 「機械構造用炭素鋼鋼管」に規定する機

<p>械構造用炭素鋼鋼管のうち13種、14種、15種、16種又は17種 二～四（略）</p>	<p>械構造用炭素鋼鋼管のうち13種、14種、15種、16種又は17種 二～四（略）</p>																											
<p><b>【低圧接触電線の施設】</b>（省令第56条第1項、第57条第1項、第2項、第59条第1項、第62条、第63条第1項、第73条第1項、第2項）</p> <p><b>第173条</b>（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 低圧接触電線をバスダクト工事により施設する場合は、次項に規定する場合及び機械器具に施設する場合を除き、次の各号によること。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>バスダクト及びその附属品は、日本工業規格 JIS C 8373（2007）「トロリーバスダクト」に適合するものであること。</u></p>	<p><b>【低圧接触電線の施設】</b>（省令第56条第1項、第57条第1項、第2項、第59条第1項、第62条、第63条第1項、第73条第1項、第2項）</p> <p><b>第173条</b>（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 低圧接触電線をバスダクト工事により施設する場合は、次項に規定する場合及び機械器具に施設する場合を除き、次の各号によること。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>バスダクトは、次に適合するものであること。</u></p> <p>イ <u>導体は、断面積20mm<sup>2</sup>以上の帯状又は直径5mm以上の管状若しくは丸棒状の銅又は黄銅を使用したものであること。</u></p> <p>ロ <u>導体支持物は、絶縁性、難燃性及び耐水性のある堅ろうなものであること。</u></p> <p>ハ <u>ダクトは、鋼板、アルミニウム板又は合成樹脂板（ダクトの最大幅が300mm以下の場合に限る。）であって、厚さが173-3表に規定する値以上のもので堅ろうに製作したものであること。</u></p> <p style="text-align: center;">173-3表</p> <table border="1" data-bbox="1153 970 2116 1318"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ダクトの最大幅（mm）</th> <th colspan="3">厚さ（mm）</th> </tr> <tr> <th>鋼板</th> <th>アルミニウム板</th> <th>合成樹脂板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150以下</td> <td>1.0</td> <td>1.6</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>150を超え300以下</td> <td>1.4</td> <td>2.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>300を超え500以下</td> <td>1.6</td> <td>2.3</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>500を超え700以下</td> <td>2.0</td> <td>2.9</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>700超過</td> <td>2.3</td> <td>3.2</td> <td>＝</td> </tr> </tbody> </table> <p>ニ <u>構造は、日本工業規格 JIS C 8373（2007）「トロリーバスダクト」の「6.1 トロリーバスダクト」に適合すること。</u></p> <p>ホ <u>完成品は、日本工業規格 JIS C 8373（2007）「トロリーバスダクト」の「8</u></p>	ダクトの最大幅（mm）	厚さ（mm）			鋼板	アルミニウム板	合成樹脂板	150以下	1.0	1.6	2.5	150を超え300以下	1.4	2.0	5.0	300を超え500以下	1.6	2.3	＝	500を超え700以下	2.0	2.9	＝	700超過	2.3	3.2	＝
ダクトの最大幅（mm）	厚さ（mm）																											
	鋼板	アルミニウム板	合成樹脂板																									
150以下	1.0	1.6	2.5																									
150を超え300以下	1.4	2.0	5.0																									
300を超え500以下	1.6	2.3	＝																									
500を超え700以下	2.0	2.9	＝																									
700超過	2.3	3.2	＝																									

<p>三～七 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 低圧接触電線を絶縁トロリー工事により施設する場合は、機械器具に施設する場合を除き、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>絶縁トロリー工事に使用する絶縁トロリー線及びその附属品は、日本工業規格 JIS C 3711 (2007) 「絶縁トロリーシステム」に適合するものであること。</u></p> <p>三～九 (略)</p> <p>7～11 (略)</p>	<p><u>試験方法」の試験方法により試験したとき、「5 性能」に適合すること。</u></p> <p>三～七 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 低圧接触電線を絶縁トロリー工事により施設する場合は、機械器具に施設する場合を除き、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>絶縁トロリー工事に使用する絶縁トロリー線及びその附属品(絶縁トロリー線を相互に接続するもの、絶縁トロリー線の端に取り付けるもの及びハンガに限る。)並びにコレクタは、次に適合するものであること。</u></p> <p>イ <u>絶縁トロリー線の導体は、次に掲げるものであること。</u></p> <p>(イ) <u>使用電圧が300V以下の場合は、引張強さ3.44kN以上のもの又は直径3.2mm以上の硬銅線であって、断面積が8mm<sup>2</sup>以上のもの</u></p> <p>(ロ) <u>使用電圧が300Vを超える場合は、引張強さ11.2kN以上のもの又は直径6mm以上の硬銅線であって、断面積が28mm<sup>2</sup>以上のものであること。</u></p> <p>ロ <u>材料は、日本工業規格 JIS C 3711 (2007) 「絶縁トロリーシステム」の「7 材料」に適合すること。</u></p> <p>ハ <u>構造は、日本工業規格 JIS C 3711 (2007) 「絶縁トロリーシステム」の「6 構造」に適合すること。</u></p> <p>三 <u>完成品は、日本工業規格 JIS C 3711 (2007) 「絶縁トロリーシステム」の「8 試験方法」の試験方法により試験したとき、「5 性能」に適合するものであること。</u></p> <p>三～九 (略)</p> <p>7～11 (略)</p>
<p><b>【特別低電圧照明回路の施設】</b> (省令第5条、第56条第1項、第57条第1項、第2項、第59条第1項、第62条、第63条第1項)</p> <p><b>第183条 (略)</b></p> <p>2 特別低電圧照明回路に電気を供給する専用の電源装置は、次の各号によること。</p>	<p><b>【特別低電圧照明回路の施設】</b> (省令第5条、第56条第1項、第57条第1項、第2項、第59条第1項、第62条、第63条第1項)</p> <p><b>第183条 (略)</b></p> <p>2 特別低電圧照明回路に電気を供給する専用の電源装置は、次の各号によること。</p>

一 電源装置は、次に適合するものであること。

イ 日本工業規格 JIS C 61558-2-6 (2008) 「変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性」に適合する安全絶縁変圧器又は日本工業規格 JIS C 8147-2-2 (2011) 「ランプ制御装置—第2-2部：直流又は交流電源用低電圧電球用電子トランスの個別要求事項」に適合する独立形安全超低電圧電子トランスであること。

ロ～ニ (略)

二・三 (略)

3・4 (略)

一 電源装置は、次に適合するものであること。

イ 日本工業規格 JIS C 61558-2-6 (2008) 「変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性」に適合する安全絶縁変圧器又は日本工業規格 JIS C 8147-2-2 (2005) 「ランプ制御装置—第2-2部：直流又は交流電源用低電圧電球用電子トランスの個別要求事項」に適合する独立形安全超低電圧電子トランスであること。

ロ～ニ (略)

二・三 (略)

3・4 (略)

**【エックス線発生装置の施設】** (省令第56条第1項、第57条第1項、第2項、第59条第1項、第62条、第75条)

**第194条** エックス線発生装置 (エックス線管、エックス線管用変圧器、陰極加熱用変圧器及びこれらの附属装置並びにエックス線管回路の配線をいう。以下この条において同じ。) は、次の各号によること。

一～十一 (略)

2・3(略)

**【エックス線発生装置の施設】** (省令第56条第1項、第57条第1項、第2項、第59条第1項、第62条、第75条)

**第194条** エックス線発生装置 (エックス線管、エックス線管用変圧器、陰極過熱用変圧器及びこれらの附属装置並びにエックス線管回路の配線をいう。以下この条において同じ。) は、次の各号によること。

一～十一 (略)

2・3(略)

**【IEC 60364規格の適用】** (省令第4条)

**第218条** 需要場所に施設する省令第2条第1項に規定する低圧で使用する電気設備は、第3条から第217条までの規定によらず、218-1表に掲げる日本工業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、一般電気事業者及び特定電気事業者と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。

**【IEC 60364規格の適用】** (省令第4条)

**第218条** 需要場所に施設する省令第2条第1項に規定する低圧で使用する電気設備は、第3条～第217条の規定によらず、218-1表に掲げる日本工業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、一般電気事業者及び特定電気事業者と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。

218-1表

規格番号 (制定年)	規格名	備考
(略)	(略)	(略)
<u>IEC 60364-5-55 (2011)</u>	建築電気設備—第5-55部：電気機器の	<u>(削る)</u>

218-1表

規格番号 (制定年)	規格名	備考
(略)	(略)	(略)
<u>JIS C 60364-5-55 (2011)</u>	建築電気設備—第5-55部：電気機器の	<u>556を除く。</u>

	選定及び施工—その他の機器	
(略)	(略)	(略)
IEC 60364-7-709 (2012)	低圧電気設備—第7-709部：特殊設備 又は特殊場所に関する要求事項—マ リーナ及び類似の場所	
(略)	(略)	(略)
IEC 60364-7-714 (2011)	低圧電気設備—第7-714部：特殊設備 又は特殊場所に関する要求事項—屋 外照明設備	
IEC 60364-7-715 (2011)	低圧電気設備—第7-715部：特殊設備 又は特殊場所に関する要求事項—特 別低電圧照明設備	
(略)	(略)	(略)

(備考) 表中において適用が除外されている規格については、表中の他の規格で引用されている場合においても適用が除外される。

2 同一の電気使用場所においては、前項の規定（以下「IEC関連規定」という。）と第3条から第217条までの規定とを混用して低圧の電気設備を施設しないこと。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。この場合において、IEC関連規定に基づき施設する設備と第3条から第217条までの規定に基づき施設する設備を同一の場所に施設するときは、表示等によりこれらの設備を識別できるものとする。

一 変圧器（IEC関連規定に基づき施設する設備と第3条から第217条までの規定に基づき施設する設備が異なる変圧器に接続されている場合はそれぞれの変圧器）が非接地式高圧電路に接続されている場合において、当該変圧器の低圧回路に施す接地抵抗値が $2\Omega$ 以下であるとき

二 第18条第1項の規定により、IEC関連規定に基づき施設する設備及び第3条から第217条までの規定に基づき施設する設備の接地工事を施すとき

	選定及び施工—その他の機器	
(略)	(略)	(略)
IEC 60364-7-709 (2007)	低圧電気設備—第7-第709部：特殊設備 又は特殊場所に関する要求事項—マ リーナ及び類似の場所	
(略)	(略)	(略)
JIS C 0364-7-714 (1999)	建築電気設備 第7部：特殊設備又は 特殊場所に関する要求事項 第714 節：屋外照明設備	
JIS C 0364-7-715 (2002)	建築電気設備—第7-715部：特殊設備 又は特殊場所に関する要求事項—特 別低電圧照明設備	
(略)	(略)	(略)

(備考) 表中において適用が除外されている規格については、表中の他の規格で引用されている場合においても適用が除外される。

2 同一の電気使用場所においては、前項の規定と第3条から第217条までの規定とを混用して低圧の電気設備を施設しないこと。

3 配線用遮断器又は漏電遮断器であって、次に適合するものは、218-1表に掲げる規格の規定にかかわらず、使用することができる。

3 次の各号に掲げる電線及び電気機械器具は、218-1表に掲げる規格の規定にかかわらず、使用することができる。

二 電線であって、次に適合するもの

イ 導体公称断面積が100mm<sup>2</sup>以下のものにあつては、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一から別表第十一の規定に適合するケーブルのうち、絶縁体の主材料が架橋ポリエチレン混合物のものであること。

ロ 導体公称断面積が100mm<sup>2</sup>を超えるものにあつては、日本工業規格 JIS C 3605 (2002) 「600Vポリエチレンケーブル」に規定する600V架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルであること。

ハ 導体公称断面積は、218-2表の左欄に掲げるIEC規格において規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（以下この条において「XLPEケーブル」という。）の導体公称断面積に応じ、同表の右欄に規定するJISに適合する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（以下この条において「CVケーブル」という。）の導体公称断面積の値以上であること。

218-2表

XLPEケーブルの導体公称断面積 (mm <sup>2</sup> )	CVケーブルの導体公称断面積 (mm <sup>2</sup> )
<u>1.5</u>	<u>2</u>
<u>2.5</u>	<u>3.5</u>
<u>4</u>	<u>5.5</u>
<u>6</u>	<u>8</u>
<u>10</u>	<u>14</u>
<u>16</u>	<u>22</u>
<u>25</u>	<u>38</u>
<u>35</u>	<u>38</u>
<u>50</u>	<u>60</u>
<u>70</u>	<u>100</u>
<u>95</u>	<u>100</u>

120	150
150	※150
185	200
240	250
300	325
400	※400
500	※500
630	800

※：CVケーブルは、導体公称断面積が同一のXLPEケーブルより短絡時許容電流の値が小さくなることを考慮して、導体公称断面積の値を選定すること。

二 配線用遮断器又は漏電遮断器であって、次に適合するもの

イ 電気用品安全法の適用を受けるものにあつては、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一から別表第十一の規定、及び次に掲げるいずれかの規格に適合するものであること。

(イ) 日本工業規格 JIS C 8201-2-1 (2004) 「低圧開閉装置及び制御装置－第2-1部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）」の「附属書1」

(ロ) 日本工業規格 JIS C 8201-2-2 (2004) 「低圧開閉装置及び制御装置－第2-2部：漏電遮断器」の「附属書1」

(ハ) 日本工業規格 JIS C 8211 (2004) 「住宅及び類似設備用配線用遮断器」の「附属書1」

(ニ) 日本工業規格 JIS C 8221 (2004) 「住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置なし (RCCBs)」の「附属書1」

(ホ) 日本工業規格 JIS C 8222 (2004) 「住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置付き (RCBOs)」の「附属書1」

ロ 電気用品安全法の適用を受けるもの以外のものにあつては、イ(イ)から(ホ)までのいずれかに適合するものであること。

二 電気用品安全法の適用を受けるものにあつては、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第四及び別表第十の規定、並びに次に掲げるいずれかの規格に適合するものであること。

イ 日本工業規格 JIS C 8201-2-1 (2011) 「低圧開閉装置及び制御装置－第2-1部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）」の「附属書1」

ロ 日本工業規格 JIS C 8201-2-2 (2011) 「低圧開閉装置及び制御装置－第2-2部：漏電遮断器」の「附属書1」

ハ 日本工業規格 JIS C 8211 (2004) 「住宅及び類似設備用配線用遮断器」の「附属書1」

ニ 日本工業規格 JIS C 8221 (2004) 「住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置なし (RCCBs)」の「附属書1」

ホ 日本工業規格 JIS C 8222 (2004) 「住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置付き (RCBOs)」の「附属書1」

二 電気用品安全法の適用を受けるもの以外のものにあつては、前号イからホまでのいずれかに適合するものであること。